

伊都消防組合告示第 20 号

伊都消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 25 日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和 7 年伊都消防組合条例第 7 号

伊都消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊都消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年伊都消防組合条例第 3 号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 18 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 18 条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 18 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第 18 条の次に次の 4 条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

一 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務期間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

二 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 77時間30分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第

2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の伊都消防組合職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは、「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

